

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	中村洋祐
学位の種類	博士（工学）
学位記番号	都市博甲第2108号
学位授与年月日	2019年9月13日
学位授与の根拠	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項及び横浜国立大学学位規則第5条第1項
学府・専攻名	都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻
学位論文題目	都市における歴史的建造物の「再利用」手法の研究－旧東伏見邦英伯爵別邸を事例として－
論文審査委員	主査 横浜国立大学 教授 大野敏 横浜国立大学 教授 大原一興 横浜国立大学 教授 高見沢実 横浜国立大学 准教授 藤岡泰寛 横浜国立大学 准教授 守田正志

論文及び審査結果の要旨

中村洋祐氏の論文は、都市において歴史的建造物を使い続けながら文化財的価値も維持継承するために、どのような手法が有効か分析・検討し提起する。

研究動機は、①歴史的建造物に興味があり大学・大学院で建築史を専攻した、②横浜市内の近代建築4件の存続事案に技術者の立場から関わることができ結果的に3件は存続となった、③その一方で都市内の歴史的建造物は文化遺産的評価が高くても老朽化や土地高度利用などを理由に解体に至る事例が多数存在する課題意識、に基づく。

特に、②に関して「旧東伏見邦英伯爵別邸（RC造の和風意匠建築で昭和8年竣工、横浜市認定歴史的建造物）」の保存活用に対して、学生時代の建築調査を通じて価値や前所有者の活動を実体験でき、所有移転に伴う歴史的建造物の活用手法転換事業に施工担当として直接関わったことが大きい。また③に関して、我が国のRC造建築史上最初期かつ最重要遺構と評価された旧三井物産横浜支店倉庫が、所有転換を契機に突如解体された問題が衝撃的であった。

そのため本論は、第1章で「都市において歴史的建造物の保存活用を推進する際の課題」を整理する。なお、歴史的建造物の保存活用推進事例を検討する過程で、所有変更や用途転用などに柔軟に対応しつつ文化遺産的価値の継承にも十分な配慮を行う姿勢を、本論では「再利用」と認識する。

次いで「再利用」に向けた課題解決に対する重要事例として「旧東伏見邦英伯爵別邸」に注目し、第2章でその建築概要と造営背景、第3章で地域との関わり履歴と現状の「再利用」に至る経緯、第4章での現状の「再利用」事業における設計手法と施工技術上の注目点整理、第5章において現状の「再利用」事業の特徴と今後の展望、について考察する。2章から5章で考察した旧東伏見邦英伯爵別邸「再利用」の特質は、

- ・3代の所有変更を経ているが、各時期とも適切な維持管理がなされ、建物の本質的特徴を維持継承している。

- ・当初から宮家別邸として周知されていたが、2代目所有者により一般利用施設化され地域との親和性も加わった。この流れを3代目所有者も受け継ぎ、従前と異なる敷地建物の「再利用」を企画・実施した。

といえる。この特質における経済的条件の重要性を第6章で指摘し、歴史的価値存続、地域づくり、所有者・事業者、設計・施工者、の類型ごとに考察する。

以上を総括して、第7章の結論において旧東伏見邦英伯爵別邸「再利用」事例から得られる注目点を4点指摘する。

I. 現物保存による歴史的建造物の本質的保持

II. 歴史的建造物の存在価値を広く認知してもらうための粘り強い啓蒙活動

III. 学術的・経済的視点の双方を踏まえて歴史的建造物の「再利用」方法を提案できる人材確保

IV. 歴史的建造物に対する多世帯による所有形態

そして、上記4点が今後の都市における歴史的建築の「再利用」においても有効な手法であることを提起する。

このように本論文は、都市において歴史的建造物を使い続けながらその文化財的価値も維持継承する手法を「再利用」と認識し、旧東伏見邦英伯爵別邸の事例を中心に検討して「再利用」実現のための有効要素を分析・抽出し、その結果を汎用性ある手法として提起した。当該事例は都市郊外の別邸建築を対象とするため、その「再利用」手法が、都心部の大規模歴史的建造物の「再利用」に対して確固たる有用性を発揮するためには、具体的な事例を通じた詳細な検証の蓄積が必要であろう。とはいえ、広大な屋敷とその中央に立つ宮家の鉄筋コンクリート住宅建築が、その後大規模ホテルとその貴賓館に転用され、更に大規模マンションとその共同所有建築（テナント利用）として変遷しながら、横浜市認定歴史的建造物として学術価値を継承して存続する点において、その「再利用」手法の有効性は十分期待できる。なお、iThenticate検索により剽窃や盗用はないことを確認済みである。

以上により本論文は博士（工学）学位請求論文として十分な価値を持つと認められる。

試験は令和元年8月7日（水）午前9時から建築学棟1階大会議室において、審査委員5名全員出席のもと、公聴会形式で行われた。発表時間は40分で、その後30分間質疑が行われた。その後、10時10分から約20分間、別室（小会議室）において審査委員5名による審査委員会を開催した。その結果、序章における課題意識と解決手法検討にいたる論文構成に関する説明をもう少し補足すべきこと、今回の論文成果と今後の展望に関する説明を補足すべきこと、などの指摘があったが、発表内容および質疑に関する応答内容は合格に値するとの審議結果に至った。すなわち、学位論文を中心として、これに関する分野の科目について博士（工学）の学位を得るにふさわしい学力を有すると判定した。なお、修了に必要な単位は取得済みである。

外国語学力確認に関しては、筆頭著者における査読付き論文2編において英文要旨を執筆していること、提出義務のある英文要旨とは別に約7,000語の英文概要を執筆しており、その内容が適切と判断されることにより、外国語学力も及第と判定した。

提出論文に関する審査付論文については、主著者として2編（①中村洋祐、杉江夏呼、「旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子プリンスホテル貴賓館）の建物調査」、『日本建築学会技術報告集』第58号 pp. 1289-1294, 2018年、②中村洋祐、杉江夏呼、「旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子プリンスホテル貴賓館）の外観保存工事」、『日本建築学会技術報告集』第59号 pp. 483-486, 2019年）を発表しており、基準を満たしている。また、共著者として2編の審査付論文（①杉江夏呼、野口憲一、永井香織、中村洋祐「横浜生糸検査所附属倉庫の建物調査概要」、『日本建築学会技術報告集』第31号 p. 939, 2009年、②杉江夏呼、成原弘之、野口憲一、中村洋祐「横浜生糸検査所附属倉庫の解体調査概要」、『日本建築学会技術報告集』、第33号附 p. 761）を発表している。

以上の結果をもって、中村洋祐氏が提出した博士論文の最終試験は合格と判定した。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。